

## 台風 2 1 号により被害（設備損壊、売上減少等）を受けた中小企業者が利用可能な大阪府制度融資のご案内

### 【設備資金が必要な場合】

#### ■ 設備投資応援融資（保証付）

利用可能な方	・府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入される方
資金使途	・設備資金 ・設備に付随する運転資金（設備資金の 1/2 以内、運転資金のみの利用は不可）
融資限度額	2 億円（うち無担保 8,000 万円）
融資期間	無担保：10 年以内（据置き 12 ヶ月以内） 有担保：20 年以内（据置き 12 ヶ月以内）
金利・保証料	金 利：年 1. 2 %以内の金融機関所定金利（固定金利） 保証料：年 0. 4 5 %～1. 9 %（無担保の場合）（財務状況等により 9 段階）
相談・申込先	取扱金融機関

### 【運転資金が必要な場合】

#### ■ 小規模企業サポート資金

利用可能な方	・府内において原則として同一場所で 6 ヶ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる 小規模企業者の方
資金使途	・設備資金 ・運転資金
融資限度額	2, 0 0 0 万円
融資期間	7 年以内（据置き 6 ヶ月以内）
金利・保証料	金 利：年 1. 6 % 保証料：年 0. 5 %～2. 2 %（財務状況等により 9 段階）
相談・申込み先	取扱金融機関（民間金融機関との取引実績のない場合は大阪府金融課、大阪信用保証協会での申込みも可能です。） 大阪府金融課（0 6 - 6 2 1 0 - 9 5 0 8） 大阪信用保証協会（本店：0 6 - 6 1 3 1 - 7 3 2 1 本店サポートオフィス：0 6 - 6 2 6 0 - 1 7 3 0 堺支店：0 7 2 - 2 2 3 - 3 0 1 1 東大阪支店：0 6 - 6 7 8 1 - 9 5 1 1 門真支店：0 6 - 6 9 0 6 - 2 5 1 1 千里支店：0 6 - 6 8 3 5 - 3 0 0 5）

◎上記では、代表的な資金のみをご案内しています。これ以外にも、国のセーフティネット保証 5 号の指定業種を営んでいる中小企業者が、同保証の要件（最近 3 カ月の売上高等が前年同期に比して 5 %以上減少）を満たす場合には、保証協会の保証が別枠となる「経営安定資金」を利用いただくことも可能です。現在のセーフティネット保証 5 号指定業種については、中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2018/1803205gou.pdf>）をご覧ください。